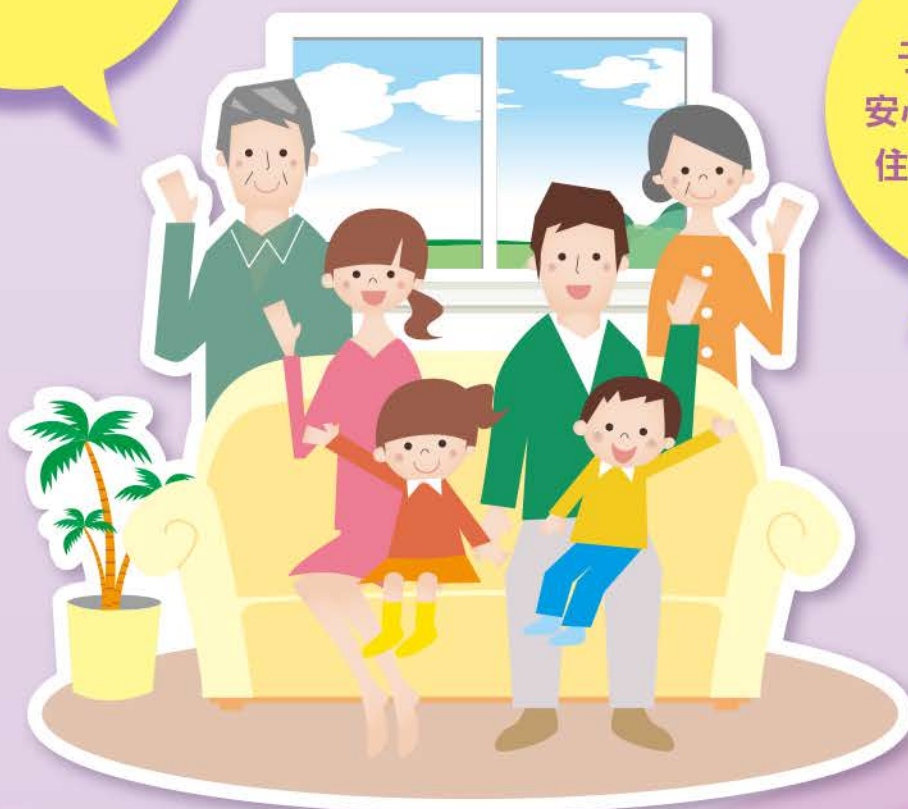




住まいの確保・活用のための
居住支援ガイドブック
～あなたの住まい探しを応援します～

空き室・空き家を
活用したい!



子供がいても
安心して暮らせる
住宅を探したい!



栃木県住生活支援協議会

安心して暮らせる 住まいづくりのために

「新たな住宅セーフティネット制度」とは、
住宅の確保に困難を抱える方々と、全国で増加する空き家とをつなぐ制度です。
本誌では、「新たな住宅セーフティネット制度」を活用した
住まいの確保・活用に資する情報を掲載しています。
安心して暮らせる住まいづくりのためにぜひご使用ください。

目次

1. 「とちぎの現状」 01
2. 「新たな住宅セーフティネット制度」とは 02
3. 登録住宅の改修・入居への経済的支援について 04
4. 住まいの確保（入居希望者向け） 06
5. 住まいの活用（住宅のオーナー向け） 08
6. 栃木県住生活支援協議会（都道府県居住支援協議会）とは 10
7. 住宅に関する問い合わせ窓口一覧 12
8. 保健福祉に関する問い合わせ窓口一覧 12
9. 居住支援法人とは 13

はじめに

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加しています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う離職、廃業や休業等による収入減少により住まいを失うおそれが生じている方など住まいに困窮する方への支援が重要となっています。

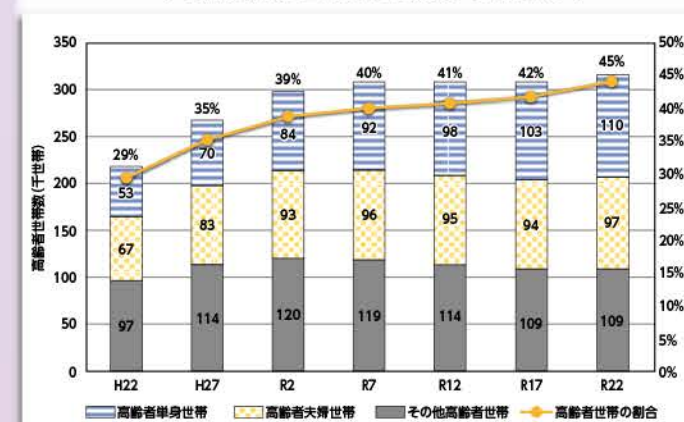
住宅セーフティネット制度は、民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29(2017年)に設立された制度です。

住宅セーフティネット制度を活用し、住まいに困窮する方など「賃貸住宅への入居希望者」に対しては入居について支援を行い、「賃貸住宅のオーナー」が所有している空き家・空き室を有効活用していくことで、安心して暮らせる住まいの環境を整える必要があります。

この冊子では、「賃貸住宅への入居希望者」と「賃貸住宅のオーナー」に向けて、栃木県住生活支援協議会が行っている支援についてご紹介します。

とちぎの現状

▶ 高齢単身世帯が増加しています！

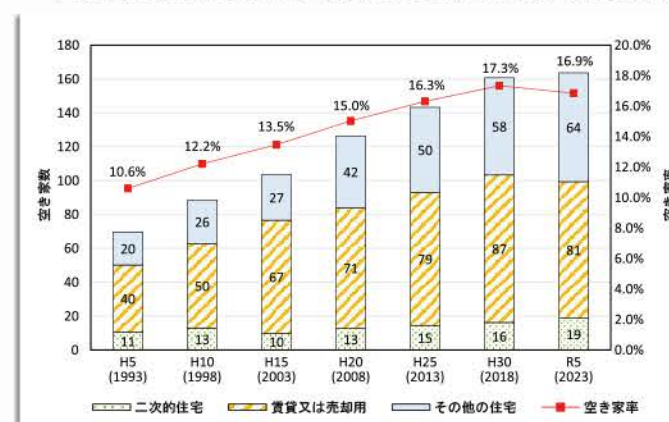


出典：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）2019(平成31)年推計」

栃木県の高齢者世帯の推移

増加する高齢単身世帯
などの住まいにお困り
の方へ、安心して暮らせる
住まいを。

▶ 民間賃貸住宅の空き家・空き室が増加しています！



データ出典：住宅・土地統計調査（総務省）

栃木県の空き家の推移

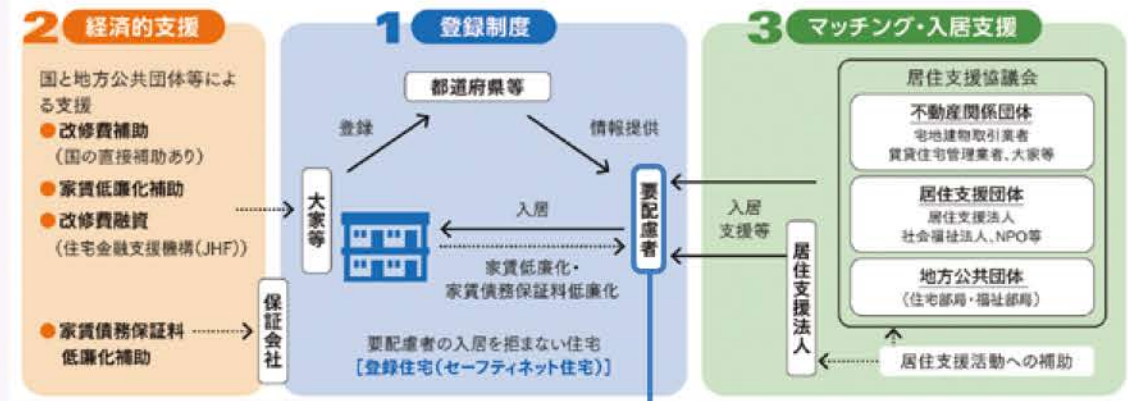
増加する空き家を上手に
活用し、大家さんなどの
安定した賃貸経営を。

住まいにお困りの方と、空き家をお持ちの方を
つなぐ制度があります！

新たな住宅セーフティネット制度とは

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的として平成29年(2017年)に設立された制度*です。

*住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成29年4月26日公布 10月25日施行)



国土交通省より

住宅確保要配慮者とは

法律で定める者

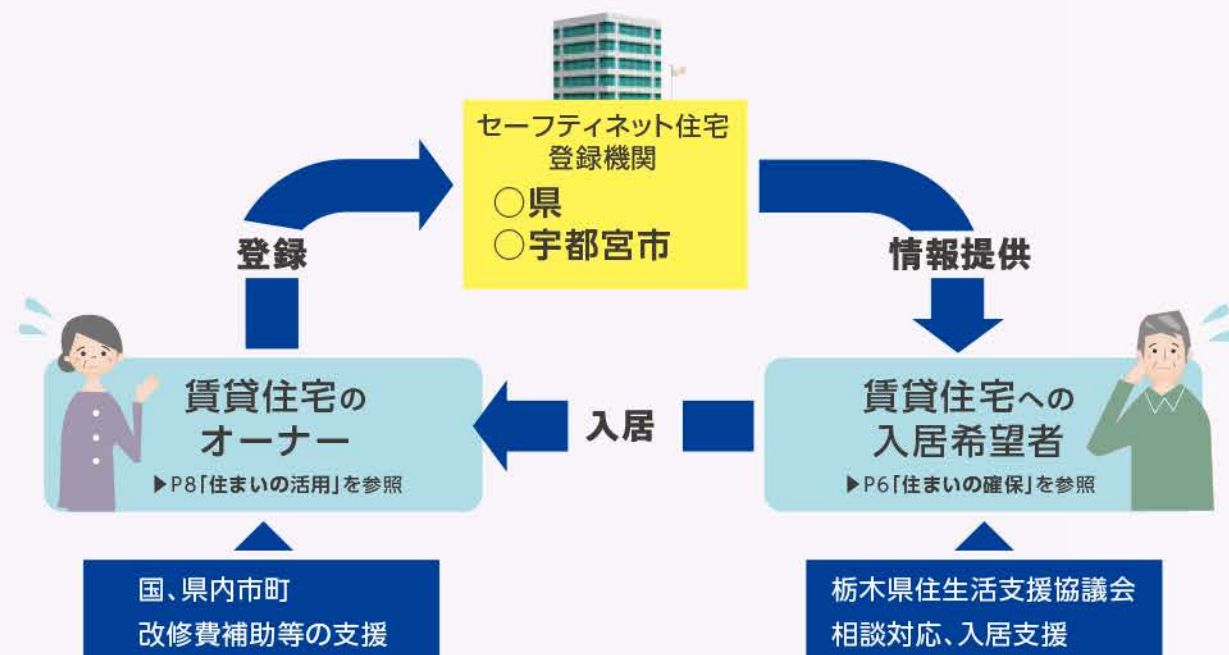
- 低額所得者
- 被災者(発災後3年以内)
- 高齢者
- 障害者
- 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

⑥の国土交通省令で定める者とは

- 外国人等**
条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者**
発災後3年以上経過
- 栃木県賃貸住宅供給促進計画において定める者**
・海外からの引揚者 ・新婚世帯 ・原子爆弾被爆者 ・戦傷病者 ・児童養護施設退所者 ・性的マイノリティ
・UIターンによる転入者 ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者(生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等)

とちぎのセーフティネット住宅の仕組み

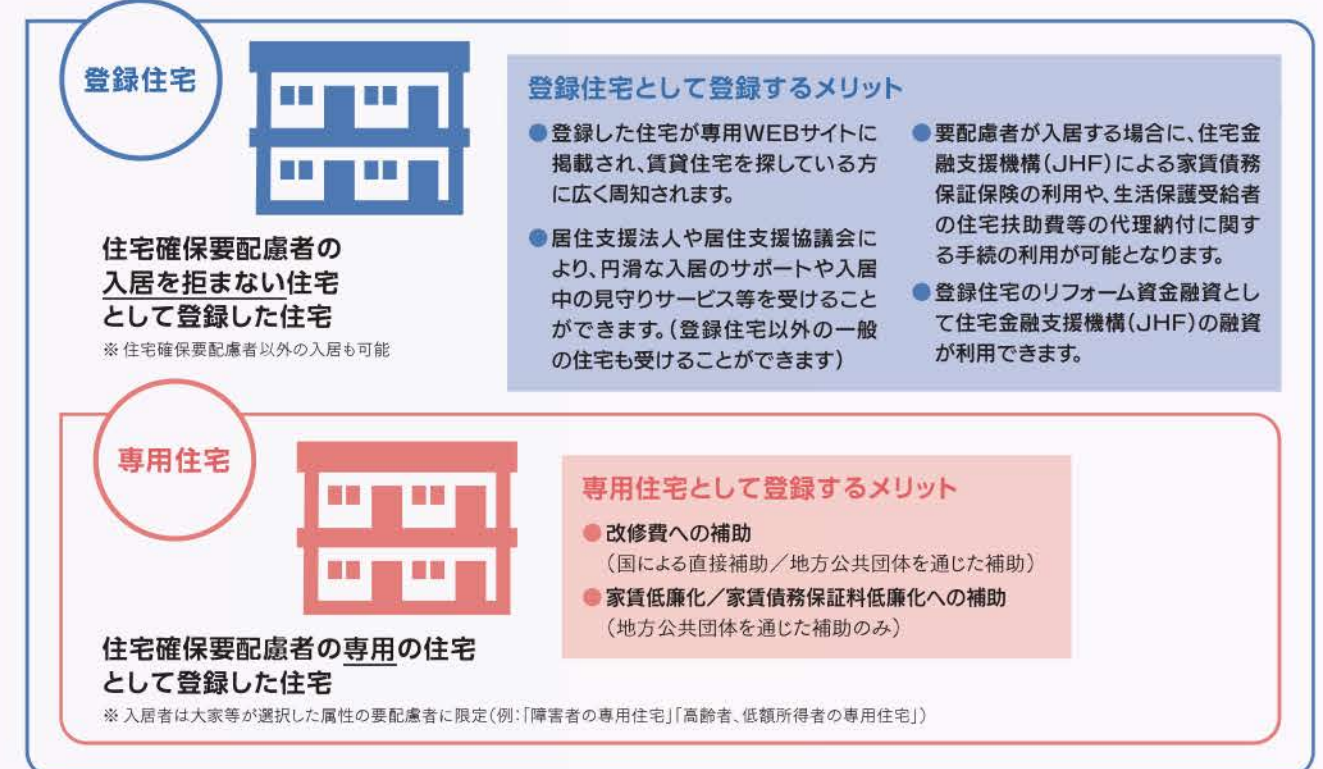
栃木県住生活支援協議会では、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯、被災者世帯、低額所得者世帯など「住まいにお困りの方」の**入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)**についての情報提供や相談対応をしています。



住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について

登録住宅と専用住宅の関係

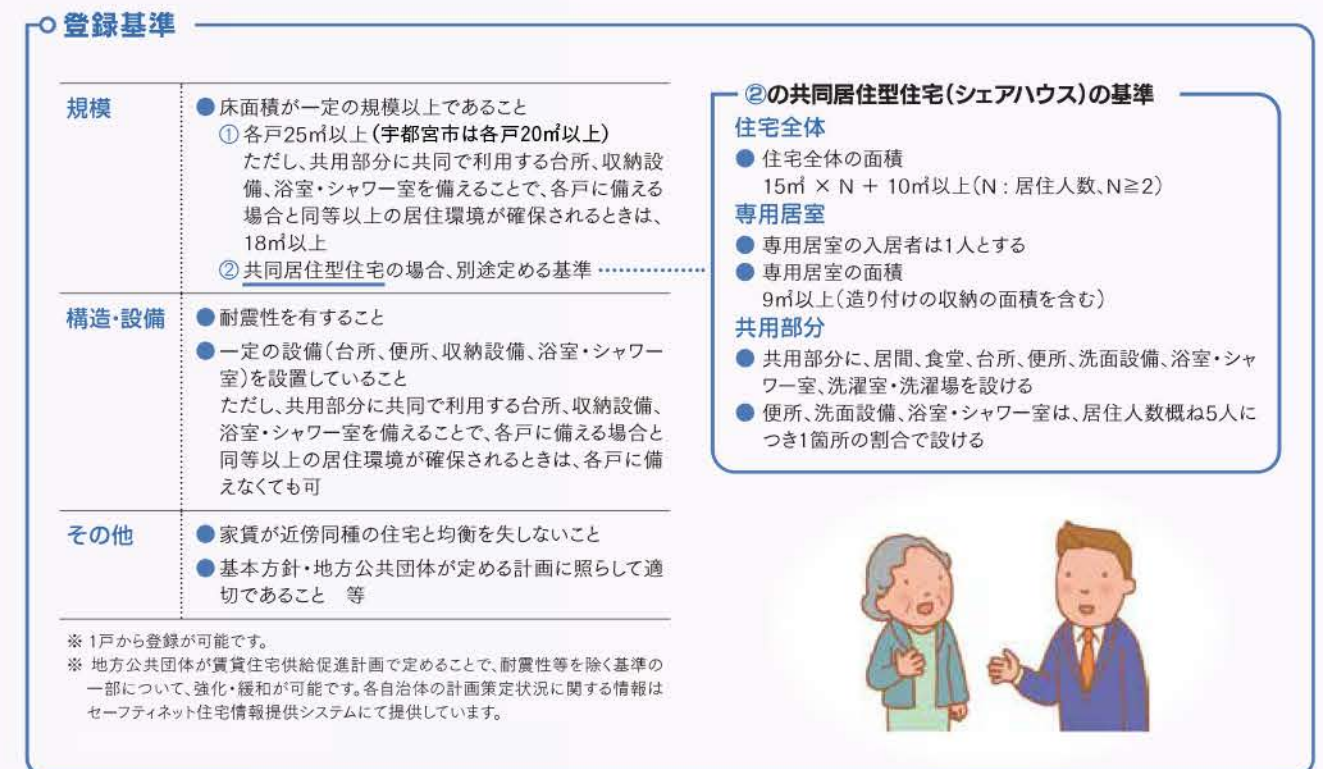
賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、登録住宅と専用住宅のどちらかを選択できます。



国土交通省より

登録基準

賃貸住宅をセーフティネット住宅として登録する際は、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。



国土交通省より

登録住宅の改修・入居への経済的支援について

● 登録住宅への支援制度

本制度ではセーフティネット住宅への支援として、以下のような経済的支援があります。

※この情報は令和6年4月時点の制度内容となりますので、最新の情報については国土交通省ホームページまたは
栃木県住宅課にご確認ください。

■ 改修費に係る補助

	国による直接補助	地方公共団体を通じた補助
事業主体等	大家等、地方公共団体	
補助対象工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る) ⑧交流スペースを設置する工事 ⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象	
補助率・補助限度額	国1/3	国1/3 + 地方1/3
	国費限度額：50万円/戸 ●①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算 ●②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。 ●④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	
対象住宅	専用住宅	
入居対象者	●子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ●低額所得者(月収15.8万円以下) ●被災者世帯等	●子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ●低額所得者(月収15.8万円以下) ●被災者世帯等
家賃	●公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額は、収入分位が40%を超え50%以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)	近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	●⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ●専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ただし、最初に入居した要配慮者の退去後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない場合は、要配慮者以外の入居も可能とする(間接補助)。	

改修費融資

登録住宅のリフォーム資金融資として住宅金融支援機構(JHF)の融資が利用できます。詳細は住宅金融支援機構(JHF)のHPよりご確認ください。



■ 家賃低廉化に係る補助(地方公共団体を通じた補助)

	家賃低廉化に係る補助
事業主体等	大家等、地方公共団体
低廉化対象世帯	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下(収入分位40%以下) 多子世帯：月収25.9万円以下(収入分位50%以下)
低廉化の対象	家賃
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：2万円/戸・月)
対象住宅	専用住宅
支援期間	管理開始から原則10年以内 ※ただし、同一入居者への補助の総額が国費で240万円を超えない場合は、最長20年間 ※月収15.8万円を超える子育て世帯等については最大6年間、新婚世帯については最大3年間
その他主な要件	●高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定確保計画等において、対象とする高齢者の考え方及び対象者数を明示すること ●同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと

■ 家賃債務保証料等の低廉化に係る補助(地方公共団体を通じた補助)

	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助
事業主体等	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体
低廉化対象世帯	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯：月収21.4万円以下(収入分位40%以下) 多子世帯：月収25.9万円以下(収入分位50%以下)
低廉化の対象	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料、緊急連絡先引受けに係る費用
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：3万円/戸・年) ※補助の総額が国費で240万円を超えない限りにおいて、年間の補助限度額にかかわらず、家賃低廉化との併用が可能 ※ただし、月収15.8万円を超える子育て世帯等については家賃低廉化補助との併用不可
対象住宅	登録住宅

■ セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助(地方公共団体を通じた補助)

	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助
事業主体等	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
対象世帯	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え(家賃が下がる場合に限り)
補助対象	セーフティネット登録住宅への住替え費用
補助率・補助限度額	国1/2 + 地方1/2 (国費限度額：5万円/戸・年)
対象住宅	登録住宅

住まいの確保（入居希望者向け）

高齢者の方や障害のある方、小さな子どもがいる世帯などで、様々な事情により、賃貸住宅を借りられない方の住まい探しを支援します。

○例えば、こんな理由でお困りの方



単身高齢者

高齢で身寄りもないし、入居を申し込んでも断られてしまいました。

■セーフティネット住宅があります

住宅セーフティネット法に基づき、高齢者や障害者、子育て世帯、外国人、所得の少ない方などの入居を拒まない住宅として県または宇都宮市に登録された住宅です。

とちぎのセーフティネット住宅を探す



専用WEBサイトで探す

セーフティネット住宅の登録状況は、随時更新されますので、最新の登録状況や家賃、間取りなどの住宅の詳細を知りたい方は、「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索いただくか、以下の窓口へお問い合わせください。



<https://www.safetynet-jutaku.jp>

セーフティネット住宅



窓口へ問合せ

インターネットの利用環境が無い方は、窓口へお問い合わせください。

●栃木県県土整備部住宅課

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

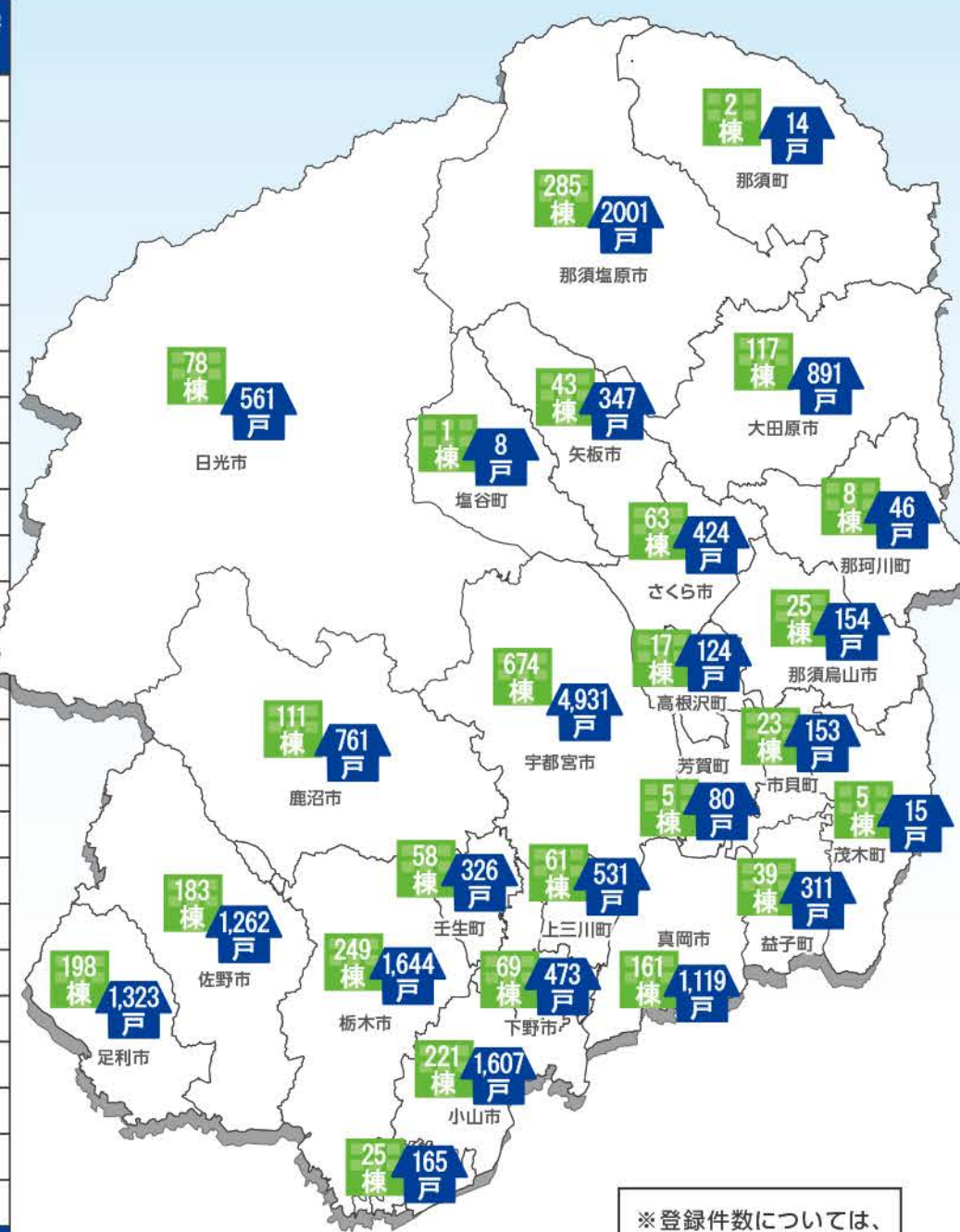
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028-623-2484 FAX:028-623-2489

お近くのセーフティネット住宅について

セーフティネット住宅登録件数（市町別） 一覧（令和7年1月14日時点）

所在市町	SN住宅 棟数	SN住宅 戸数
宇都宮市	674	4,931
足利市	198	1,323
栃木市	249	1,644
佐野市	183	1,262
鹿沼市	111	761
日光市	78	561
小山市	221	1,607
真岡市	161	1,119
大田原市	117	891
矢板市	43	347
那須塩原市	285	2,001
さくら市	63	424
那須烏山市	25	154
下野市	69	473
上三川町	61	531
益子町	39	311
茂木町	5	15
市貝町	23	153
芳賀町	5	80
壬生町	58	326
野木町	25	165
塩谷町	1	8
高根沢町	17	124
那須町	2	14
那珂川町	8	46
合計	2,721棟	19,271戸



※登録件数については、随時更新されます。

入居支援をうける

栃木県では、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人を指定しています。

様々な方を対象に、幅広く居住支援を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

▶詳細は、「居住支援法人とは」を参照

住まいの活用（住宅のオーナー向け）

広い持ち家に居住する高齢者世帯と、手狭な賃貸住宅に住む子育て世帯等とのミスマッチを解消し、空き家を活用した住み替えを支援します。

○例えば、こんな理由でお困りの方



空き家所有者

空き家をもっているんだけど、処分するのはもったいないし、活用できる方法はないかな。

■マイホーム借り上げ制度があります

「移住・住みかえ支援機構（JTI）」が間に入って、マイホームを貸したい人と賃貸住宅を借りたい人をつなぐ制度です。

■空き家バンク制度があります

市町が実施している空き家の売却・賃貸等を希望する人と利用を希望する人をつなぐ制度です。

■セーフティネット住宅登録制度があります

住宅の確保にお困りの方と空き家空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。

マイホーム借り上げ制度を利用する



移住・住みかえ支援機構



- ・公的制度に基づく一生の家賃収入
- ・3年ごとに解約の自由
- ・物件・土地は子どもに相続

- ・良質な借家の循環
- ・敷金なし、壁紙など自ら一定の改修可
- ・3年ごとに優先して再契約

貸す人のメリット

- 3年間の定期借家契約です。契約期間満了時に、契約延長、契約終了を選択できます。
- 家賃収入が保証されます。

借りる人のメリット

- 相場より安い賃料で、ゆとりある一戸建て住宅等を借りることができます。

問合せ窓口

●移住・住みかえ支援機構

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-12 紀尾井町ビル6階

TEL:03-5211-0757

空き家を「空き家バンク制度」に登録する

空き家バンクは空き家の有効活用を通して定住促進等による地域活性化を図るため、空き家の売却・賃貸等を希望する人と利用を希望する人をつなぐ制度です。空き家バンクに物件を登録すると、市町のホームページ等で広く情報を公開することができます。県内の各市町で相談を受け付けておりますので、詳細は市町窓口にお問い合わせください。

また、空き家バンク以外にも、空き家の活用方法の相談等がありましたら、市町へご相談ください。

空き家・空き室を「セーフティネット住宅」に登録する

賃貸住宅のオーナーの方は、賃貸住宅を住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（セーフティネット住宅）として、その住宅の所在する登録窓口（宇都宮市、その他の地域においては栃木県）に登録することができます。

登録のメリット

- ▶専用ホームページに掲載され、広く周知できます！
- ▶登録住宅は経済的な支援を受けることができます！
- ▶入居希望者とのマッチングや相談などサポートを受けることができます！
- ▶1室からでも登録可能です！
- ▶登録手数料は無料です！
- ▶システムによるオンライン申請が可能のため、手続は簡単です！

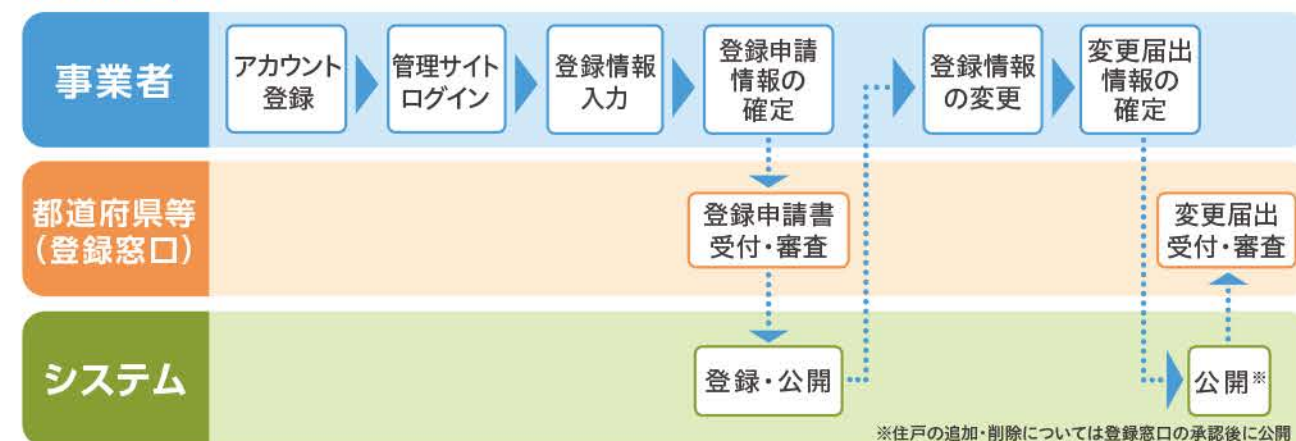
セーフティネット住宅として登録された住宅の情報は、セーフティネット住宅登録情報システムで検索・閲覧が可能です。

（「セーフティネット住宅情報提供システム」で検索）



セーフティネット住宅情報提供システムによる登録申請方法

大家等は、住宅をセーフティネット住宅として登録したい場合は、都道府県・政令市・中核市の登録窓口へと申請する必要があります。申請にあたってはセーフティネット住宅情報提供システム内の管理サイト（登録申請用のサイト）において登録申請書等を作成・提出することができます。



問合せ窓口

セーフティネット住宅登録制度の詳細は、各登録窓口にご確認ください。

賃貸住宅の所在地	登録窓口（問合せ先）	電話番号
宇都宮市	●宇都宮市都市整備部住宅政策課 午前9時～午後5時（土日祝日を除く） 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2552
その他の市町	●栃木県県土整備部住宅課 午前9時～午後5時（土日祝日を除く） 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20	028-623-2484

栃木県住生活支援協議会(都道府県居住支援協議会)とは

目的

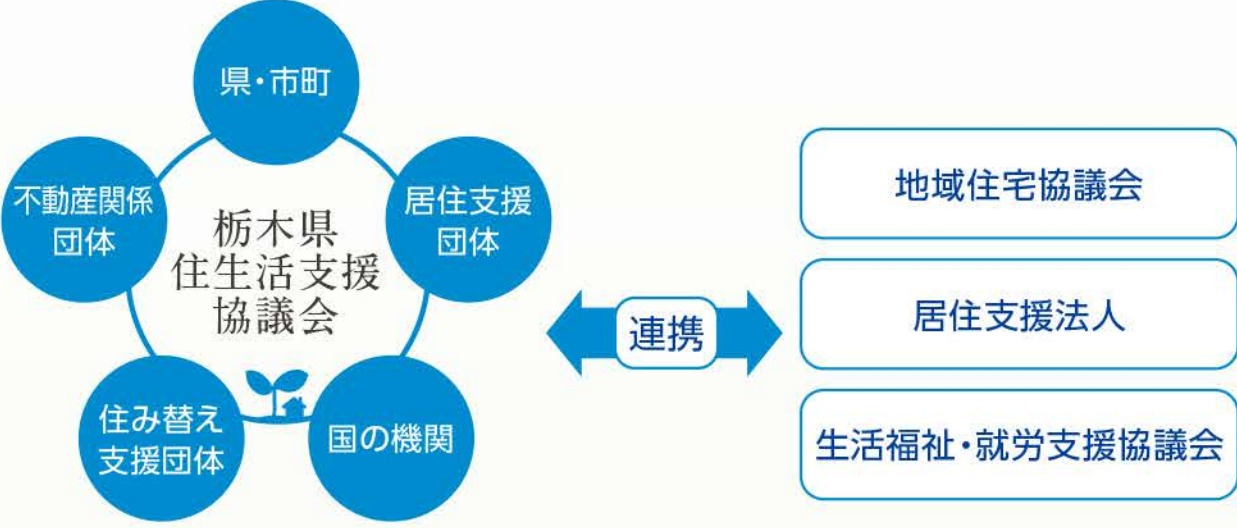
県民一人ひとりが真に豊かさを実感できる住生活を実現していくため、行政機関と関係団体等の有機的な連携による協力体制を構築し、住宅セーフティネットの機能向上及び世帯構成に応じた住み替えの推進等を図っていくことを目的に、住宅セーフティネット法(※)第51条第1項に基づき「栃木県住生活支援協議会」が平成26年7月に設置されました。

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

主な活動内容

- 構成員間の意見・情報交換
- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信
- 居住支援法人によるサービス(安否確認、住宅相談等)の紹介
- 住宅相談窓口の設置

官民一体となって、「住生活を支える」活動を行っています。



組織図



構成団体

- | | | |
|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会 | ☐ 宇都宮市住宅政策課 | ☐ 市貝町建設課 |
| ☐ 公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部 | ☐ 足利市建築・住宅政策課 | ☐ 芳賀町都市計画課 |
| ☐ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 | ☐ 栃木市建築住宅課 | ☐ 壬生町建設課 |
| ☐ 公益財団法人栃木県国際交流協会 | ☐ 佐野市建築住宅課 | ☐ 野木町都市整備課 |
| ☐ とちぎボランティアNPOセンター | ☐ 鹿沼市建築課 | ☐ 塩谷町建設水道課 |
| ☐ 一般社団法人移住・住みかえ支援機構 | ☐ 日光市建築住宅課 | ☐ 高根沢町都市整備課 |
| ☐ 厚生労働省栃木労働局 | ☐ 小山市建築課 | ☐ 那須町ふるさと定住課 |
| ☐ 栃木県住宅供給公社 | ☐ 真岡市建設課 | ☐ 那珂川町建設課 |
| ☐ 栃木県司法書士会 | ☐ 大田原市建築住宅課 | ☐ 栃木県くらし安全安心課 |
| ☐ 栃木県土地家屋調査士会 | ☐ 矢板市建設課 | ☐ 栃木県保健福祉課 |
| ☐ 一般社団法人栃木県建築士会 | ☐ 那須塩原市都市計画課 | ☐ 栃木県高齢対策課 |
| ☐ 栃木県豊かな住まいづくり協議会 | ☐ さくら市都市整備課 | ☐ 栃木県障害福祉課 |
| ☐ 宇都宮保護観察所 | ☐ 那須烏山市都市建設課 | ☐ 栃木県住宅課 |
| ☐ 栃木刑務所 | ☐ 下野市整備課 | |
| ☐ 喜連川社会復帰促進センター | ☐ 上三川町建築課 | |
| | ☐ 益子町建設課 | |
| | ☐ 茂木町建設課 | |

相談窓口について

■ **栃木県住生活支援協議会** では、セーフティネット全般の相談を受け付けております。

〈ホームページアドレス〉
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/tochigi-kyojyushien.html>

問い合わせ先
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館14階
栃木県県土整備部住宅課企画支援担当 宛て

● 電話：028-623-2484 電話対応可能日時／平日8時30分～17時15分 祝日を除く
● FAX：028-623-2489
● メール：kikaku-shien@pref.tochigi.lg.jp



市区町村の居住支援協議会について

きめ細やかな居住支援を実施するため、栃木県内には以下の**市町居住支援協議会**が設置されております。

■ **宇都宮市居住支援協議会**

〈ホームページアドレス〉
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/machi/jutaku/1015141.html>

問い合わせ先 宇都宮市都市整備部住宅政策課 (TEL: 028-632-2552)

主な活動内容
● 住宅確保要配慮者の住まい探し・生活支援に関する相談対応
● 住宅確保要配慮者が入居する物件の管理に関する相談対応
● セーフティネット住宅の普及啓発に関するセミナーの開催 など

■ **鹿沼市居住支援協議会** (令和7年3月設立予定)

問い合わせ先 鹿沼市都市建設部建築課住宅係 (TEL: 0289-63-2217)

主な活動内容
● 住宅確保要配慮者の住まい探しに関する相談対応
● 既存の住宅資源を活用した要配慮者向け賃貸住宅等の供給促進
● 住宅セーフティネット制度等の普及啓発



住宅に関する問い合わせ窓口一覧

住まいの確保や住まいの活用等に関するお問い合わせ窓口はこちらです。 令和7(2025)年1月現在

お住まいの市町	相談窓口	電話番号	お住まいの市町	相談窓口	電話番号
栃木県	住宅担当窓口	028-623-2484	那須烏山市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-88-7118 0287-88-7118
宇都宮市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-632-2552 028-632-2266	下野市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-32-8910 0285-32-8910
足利市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0284-20-2198 0284-20-2266	上三川町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-56-9145 0285-56-9145
栃木市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0282-21-2452 0282-21-2452	益子町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-72-8842 0285-72-8828
佐野市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0283-20-3103 0283-20-3103	茂木町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-63-5621 0285-63-5668
鹿沼市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0289-63-2217 0289-63-2243	市貝町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-68-1117 0285-68-1117
日光市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0288-21-5164 0288-21-5164	芳賀町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-677-6020 028-677-6020
小山市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-22-9212 0285-22-9824	壬生町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0282-81-1849 0282-81-1849
真岡市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0285-83-8694 0285-83-8144	野木町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0280-57-4161 0280-57-4178
大田原市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-23-8724 0287-23-1916	塩谷町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-45-1114 0287-45-1112
矢板市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-43-6212 0287-43-6213	高根沢町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-675-8107 028-675-8107
那須塩原市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-62-7162 0287-62-7162	那須町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-72-6955 0287-72-6955
さくら市	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	028-681-1119 028-681-1120	那珂川町	住宅担当窓口 空き家バンク担当窓口	0287-92-1118 0287-92-1114

保健福祉に関する問い合わせ窓口一覧

住まいのほか、就職や経済的支援に関するお問い合わせ窓口はこちらです。 令和7(2025)年1月現在

お住まいの市町	相談窓口	電話番号	お住まいの市町	相談窓口	電話番号
宇都宮市	自立相談支援機関	028-612-6668	県東健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0285-82-3322
足利市	足利市福祉事務所	0284-20-2269	益子町	益子町健康福祉課	0285-72-8866
栃木市	とちぎ市くらしサポートセンター「くらりネット」	0282-51-7785	茂木町	茂木町保健福祉課	0285-63-5631
佐野市	自立相談支援センター	0283-22-8113	市貝町	市貝町健康福祉課	0285-68-1113
鹿沼市	生活相談・支援センターのぞみ	0289-63-2167	芳賀町	芳賀町健康福祉課	028-677-1112
日光市	日光市生活相談支援センター	0288-25-3109	県南健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0285-21-2948
小山市	生活自立支援センターライフキャリアおやま	0285-37-8918	上三川町	上三川町健康福祉課	0285-56-9128
真岡市	真岡市社会福祉協議会	0285-81-6011	壬生町	壬生町健康福祉課	0282-81-1883
大田原市	大田原市社会福祉協議会 自立相談係	0287-23-1130	野木町	野木町総合サポートセンター	0280-33-6878
矢板市	生活困窮者自立支援相談窓口	0287-44-3000	県北健康福祉センター	生活福祉課(問合せ先)	0287-23-2171
那須塩原市	那須塩原市 地域福祉課 地域支援係	0287-37-5122	塩谷町	塩谷町福祉課	0287-47-5173
さくら市	さくら市社会福祉協議会 自立支援係	028-601-7123	高根沢町	高根沢町健康福祉課	028-675-8105
那須烏山市	那須烏山市 健康福祉課	0287-88-7115	那須町	那須町保健福祉課	0287-72-6917
下野市	くらし応援センターささえる	0285-43-1236	那珂川町	那珂川町健康福祉課	0287-92-1119

居住支援法人とは

概要

居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として都道府県が指定するものです。

居住支援法人が行う支援サービス業務

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証
滞納家賃の保証等のサービス
- ②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談(入居前の支援)
住まい探しの際の不動産事業者の紹介や相談をお受けします。
- ③見守りなど要配慮者への生活支援(入居後の支援)
機械、電話コールでの見守り、身元保証、家財整理等の支援を行います。
- ④①～③に附帯する業務

※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての支援サービス業務を行わなければならないものではありません。以下に、指定法人一覧を紹介していますので、業務内容やサービス対象者等の内容をご確認の上、ご相談ください。

家賃債務保証
○債務保証
など



住宅相談
○情報提供
○入居相談
など



安否確認
○電話コール
○訪問サービス
など



家財整理
○空き家整理の相談
○遺品整理
○特殊清掃
など



栃木県の指定する居住支援法人をご紹介します。(令和7(2025)年1月現在)
法人の詳細については、次ページ以降をご参照ください。

法人番号	居 住 支 援 法 人	支 援 対 象 者																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		低額所得者	被災者（発災から3年以内）	大規模災害被災者	高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他障害者	子育て者	外国人	中国残留邦人	北朝鮮拉致被害者等	生活困窮者	ハンセン病療養所入所者等	犯罪被害者等	DV被害者	保護観察対象者等	児童虐待被害者	海外からの引揚者	新婚世帯	原子爆弾被害者	戦傷病者	児童養護施設退所者	性的マイノリティ	U・I・ターン転入者	要配慮者への生活支援者
第1号	ホームネット株式会社				●																						
第2号	一般社団法人 家財整理相談窓口	●	●	●	●					●	●														●		
第3号	労働者協同組合 労協センター事業団	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第4号	株式会社エツリン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6号	NPO法人 セイフティライフ	●	●	●	●			●		●	●			●			●		●		●			●		●	
第7号	一般社団法人 心桜福祉会					●	●	●	●																		
第8号	株式会社 リーガルスムーズ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●							●	●	●	●	●		●	●
第9号	コスゲトチタテモノ 株式会社	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●				●		●		●			●	●	●	●
第10号	一般社団法人 わんだふる-ライフ	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●							●					●	●	●
第11号	株式会社さくら屋	●	●	●	●					●	●		●							●					●	●	●
第12号	有限会社 かめまライフサービス	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●		●	●	●			●	●	●	●
第13号	株式会社染谷商事	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●								●				●	●	●
第14号	ハートエントランス 株式会社	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第15号	株式会社サン・トレイド	●	●	●	●	●	●	●	●				●			●	●		●	●	●			●	●	●	●
第16号	株式会社リンク	●	●		●	●	●	●	●	●			●				●				●			●			
第17号	有限会社とやま不動産	●	●		●	●	●	●	●	●			●			●	●		●	●	●						●
第18号	有限会社 あおいハウジング	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●			●		●	●
第19号	企業組合 とちぎ労働福祉事業団				●	●	●	●																			
第20号	NPO法人リュウシン	●			●	●							●														

支 援 内 容																				(支 援) 対 象 エ リ ア
入居までの支援										入居後の支援										
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	
住まいに関する相談	不動産業者・物件の紹介	内覧同行や賃貸借契約の立ち会い	支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート	賃貸借契約時の保証人の引受	入居時の信用補完	家賃債務保証に関する支援	事業所(法人)で借り上げて入居支援サブリース	シエルター等への一時的な入居支援	引越し時の家財整理、搬出・搬入などの支援	安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付けなど)	定期、または随時の訪問(見守り、声かけ)	生活支援(家事・買い物支援)	金銭、財産管理	近隣との関係づくり、サロン等への参加	近隣や家主との間のトラブル	就労支援	死後事務委任(行政への諸手続、関係者への連絡等)	家財処分・遺品整理	葬儀、納骨等	
●	●									●								●		栃木県全域
●	●								●	●								●		栃木県全域
●	●	●	●							●	●						●			栃木県全域
●	●	●	●						●	●	●							●	●	栃木県全域
●	●	●	●				●		●	●	●						●			宇都宮市、下野市、壬生町
●	●	●									●						●			那須塩原市、大田原市、那須町
●	●				●													●	●	日本全国
●	●	●	●	●		●	●		●		●			●	●			●		宇都宮市、鹿沼市、日光市、矢板市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町
●	●	●					●				●			●			●	●	●	那須塩原市、那須町、大田原市、矢板市、さくら市、 他市町は要相談
●	●	●	●							●					●		●	●		足利市、佐野市
●	●	●	●	●			●	●	●	●	●						●	●	●	宇都宮市、鹿沼市、日光市、栃木市
●	●																	●		栃木市、小山市、壬生町
●	●	●									●	●					●		●	宇都宮市、他市町は要相談
●	●	●								●										宇都宮市、鹿沼市、壬生町
●	●	●			●					●	●							●		栃木県全域
●	●	●	●							●	●							●		栃木市、小山市、下野市、野木町
●	●	●							●		●				●	●		●		宇都宮市
●	●	●	●						●	●	●									宇都宮市
●	●															●				日光市

第1号

ホームネット株式会社

ホームネット株式会社

法人指定 2020年3月 居住支援業務開始年 1991年

対象エリア 栃木県全域

事務所所在地 東京都中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル19階

連絡先 0120-460-560(月曜と水曜の9:00~18:00)

ホームページ <https://www.homenet-24.co.jp/service/kyojyushien/>



支援内容(法人の強み)

「安否確認」と「死亡時の費用補償」がセットになった見守りサービス『見まもっTELプラス』を2015年にリリース。高齢者の入居受け入れに伴う貸主・管理会社のリスクを軽減することで、高齢者の受け入れに協力的な不動産会社とのネットワークを各地で構築をしてきました。

栃木県内に事務所はありませんが、電話で相談を受け付け提携不動産会社のネットワークを通じて、ご紹介可能な物件をお探しするので、自身で何軒も断られながら不動産店を回る負担を軽減し、効率的なお部屋探しをお手伝いします。

高齢であることを理由に、お部屋探しを断られてお困りの方は、是非お気軽にご相談ください。

第3号

労働者協同組合労協センター事業団



法人指定 2020年3月 居住支援業務開始年 2003年

対象エリア 栃木県全域

事務所所在地 栃木県宇都宮市操町3-10

連絡先 028-611-3250(9:00~17:00 土日祝日を除く)

ホームページ <https://www.workers-coop.com/>



支援内容(法人の強み)

*住宅・居住に関わる全般のサポートと相談を承ります。

*全国組織の強みを活かし、多様な情報の提供や就労のお手伝いを行います。

*複合的な要因を抱え生活困窮されている方への居住・就労・暮らしに関わる団体と広くネットワークを結びながら、相談者の生活と仕事の再建のお手伝いを行います。

*市民が主体となる場づくり”みんなのお家”の立ち上げを、全国で推進しております。



第4号

株式会社エズリン



法人指定 2021年3月 居住支援業務開始年 2021年4月

対象エリア 栃木県全域

事務所所在地 栃木県大田原市上石上1567-3

連絡先 0287-46-7669
(8:30~16:00 月曜日~金曜日 ※土、日、祝日お休み)

ホームページ <https://ezurin.co.jp>

居住支援ページ <https://居住支援.com>



支援内容(法人の強み)

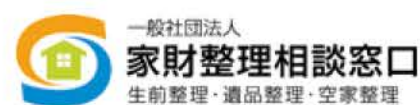
エズリンは「顧客にとって大切な「ヒト」「コト」「モノ」を繋ぐお手伝いをする」という理念のもと、引越し・不要品回収・家財整理・特殊清掃などの事業展開を図っております。「心の豊かさを社会に広める企業」として顧客や環境への配慮にも注力する中で、市町や社会福祉団体を通じて生活困窮者の方々の引越し・家財整理・家電製品等の寄付などを行っていたことをきっかけに、居住支援法人の指定を受けました。このように生活上の「困った」をワンストップで解決出来ることがエズリンの強みです。

具体的な居住支援の内容は、

- ①相談(入電・メール・直接面会などによる)…現在の状況やご希望の住まい等をヒアリング
 - ②要支援者の入居に関するサポート…適した物件のピックアップ、不動産会社様への相談・取次、物件内覧や契約、お手続きの立合い、引越しなど
 - ③要支援者の入居中サポート…定期的な電話や訪問による見守り、家電製品、家財等の手配や販売、生活上の困りごとの相談・解決サポートなど
 - ④要支援者の退去時サポート…引越しや遺品・家財整理、死後事務委任契約など終身サポート、お片付け、不要品回収、解約の手続きサポートなど
- これらの支援を市町や社会福祉団体、不動産会社様と情報共有し、協力しながらサポートを進めております。

第2号

一般社団法人 家財整理相談窓口



法人指定 2020年3月 居住支援業務開始年 2018年

対象エリア 栃木県全域

事務所所在地 東京都中野区中野2丁目24番11号 住友不動産中野駅前ビル19階

連絡先 0120-166-077(月曜~金曜 9:00~18:00)

ホームページ <https://www.kazaiseiri-soudan.org>



支援内容(法人の強み)

環境やご自身の状況の変化によって、転居や施設等へ入所しなくてはならないケースが出てきますが、このような場合に伴って生じる、現住居に残る家財の片付けや移動についてご支援させていただきます。

また、居住者が亡くなった場合には、遺品整理や空き家の整理を検討する必要性も生じます。当法人は、住まい探しと共に、そんな家財整理全般の相談をお受けして、適切で丁寧なアドバイスをしています。

さらに、必要に応じて見積りを実施し、安心できる事業者の紹介を行っています。悪徳事業者等による被害などに遭わぬように、まずはお声がけください。

第7号

一般社団法人 心桜福祉会



法人指定 2022年4月 居住支援業務開始年 2014年3月
 対象エリア 大田原市、那須塩原市、那須町
 事務所所在地 栃木県那須塩原市共壘社150
 連絡先 0287-73-8866 (9:00~17:00 土、日、祝日は休日)
 ホームページ <https://koharu-fukushikai.com/>



支援内容(法人の強み)

障害を持つ方への住む場所の提供、生活の安定及び向上につながるよう連絡調整・相談をしていきます。
 入居希望者とアパート関連会社との間に心桜福祉会が入ることによって円滑な入居ができるように支援を行います。入居希望者の障害支援区分に応じた適切な居住環境を確認しながら入居先の選択を行うことで、より安全な入居ができるように支援をしていきます。
 また、入居者の安定した生活を維持していく上で福祉サービスと連携を取りながら対応をしていきます。

第6号

NPO法人 セイフティライフ

法人指定 2021年8月 居住支援業務開始年 2021年
 対象エリア 宇都宮市、下野市、壬生町
 事務所所在地 栃木県下都賀郡壬生町幸町3-3-8
 連絡先 0282-28-6740 (10:00~17:00)
 ホームページ <https://www.safety-life.or.jp>



・高齢者、ひとり親家庭、生活苦戦者に対する住居/生活の相談
 ・住居住み替え情報の提供、入居手伝い
 ・入居後の生活状況の確認、食材の提供

栃木県居住支援法人指定第6号
 NPO法人セイフティライフ
 TEL: 0282-28-6740
 MAIL: info@safety-life.or.jp

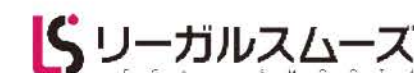


支援内容(法人の強み)

高齢者、ひとり親世帯、低額所得者等の住まいに関する相談を受け付けています。
 そのほか、ひとり親世帯、低額所得者等に対する食材の提供、生活状態の確認等を通じて、生活に困難を抱える方々に向けた支援を実施しています。
 法人登録から日は浅いものの、不動産、自治体との連携を通じた住まいの提供を中心に、住宅の確保に配慮を要する方々に向けた更なる取り組みを展開して参ります。

第8号

株式会社リーガルスムーズ



法人指定 2022年12月 居住支援業務開始年 2020年
 対象エリア 全国
 事務所所在地 東京都中央区日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル9F
 連絡先 03-6265-6777 (9:00~18:00 土日祝日除く)
 ホームページ <http://www.legalsmooth.com>



支援内容(法人の強み)

弊社のスムーズサービスは入居時の信用補完になります。
 高齢者や弱者や外国籍など入居が難しく、孤独死や無断退去の恐れがあり、入居忌避としてしまう際にスムーズサービスをご利用下さい。
 居住用で保証会社付帯であればどなたでもご利用できます。(法人契約は除く)
 孤独死や夜逃げがおきた際に、入居者様の代わって賃貸借契約解除の意向と所有権放棄を管理会社様へ通知するサービスです。

法人指定 2022年12月 居住支援業務開始年 2017年2月

対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町

事務所所在地 栃木県さくら市氏家1856番地 滝沢ビル1階

連絡先 028-612-4323(9:30～18:00 水曜日定休)

ホームページ <https://kosuge-tochitatemono.com/>



支援内容(法人の強み)

不動産業務経験20年以上の実績と経験を持ったスタッフが対応いたします。

弊社では高齢者、ひとり親世帯、子育て世帯、低所得世帯など、配慮が必要な方々への入居相談や生活安定・向上に関するサポートを行っております。

弊社管理アパートや自社所有物件をはじめ、不動産ネットワークを活用して、受け入れ可能な住居をご案内いたします。複数の賃貸保証会社と提携しており、入居審査通過に力をいれております。

また、遺品整理や生前整理、空き家整理等に関する相談も受付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。(2023年4月から12月までの実績 相談21件、入居20件)

法人指定 2023年2月 居住支援業務開始年 1985年

対象エリア 足利市、佐野市

事務所所在地 栃木県足利市通4丁目2573番地

連絡先 0284-21-2345(10:00～16:00 ※土日也可／定休日:火・水・祝)

ホームページ <https://www.sakuraya.co.jp/>



支援内容(法人の強み)

株式会社さくら屋は、足利市において地域密着型で活動している不動産業者です。

足利市・佐野市における豊富な賃貸仲介実績と取扱物件を元に、要配慮者を受け入れ可能なお住まいを多数ご紹介しております。

お部屋の相談から物件の紹介、現地案内、入居申込や保証会社のご案内、契約手続き、入居の段取りまで、すべてワンストップで対応いたします。また、入居中の各種支援もご相談に応じて行なっております。

不動産のプロである私たちが、皆様の住まい探し支援を全力で行わせていただきますので、足利市と佐野市のご相談はさくら屋にお任せください。

法人指定 2023年1月 居住支援業務開始年 2018年

対象エリア 那須塩原市、那須町、大田原市、矢板市、さくら市、他市町は要相談

事務所所在地 栃木県那須塩原市東赤田321-1221

連絡先 0287-46-6176(平日 8:45～17:30)

ホームページ <https://w-life.org>



日常の相談の様子



支援内容(法人の強み)

弊社は社会福祉士や介護支援専門員及び専門職後見人などの福祉専門職が所属し、日常から高齢者、障がい者、孤独・孤立者等の福祉や介護及び権利擁護関連の相談を受付けております。

また諸事情で管理できなくなった空き家等の管理業も営んでおります。住まいに関しては不動産関連業種等と連携を図り、必要に応じてご希望する不動産店までの同行支援も行い、円滑に入居できるお手伝いを致します。施設等の入所・入居に関しては専門職として適切な施設等への連絡調整を行っております。

特に入居後・入所後のご支援が当法人の強みです。ご希望に応じて委任契約による見守り支援なども行い、任意後見人、成年後見人の事前相談や受任により将来、ご自身の生活する能力が低下してもご本人が「私らしく過ごしたい」との思いを大切にしております。人生の最後にご不安な方には死後事務委任契約も締結し逝去後のご支援を行っております。相続等に関しても顧問弁護士や税理士、司法書士を通して当法人経由であれば無料で相談は可能です。(但し直接、弁護士や税理士・司法書士等に依頼する場合には先方の事務所に相談料や報酬が発生致します)

法人指定 2023年2月 居住支援業務開始年 2020年

対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、日光市、栃木市

事務所所在地 栃木県鹿沼市西鹿沼町145番地1

連絡先 0289-63-1111(10:00～18:00、無休[年末年始・夏季休業有り])

ホームページ <https://www.kanumals.com/>



支援内容(法人の強み)

弊社は、不動産業・遺品整理業を中心として、居住支援を実施しております。

宅地建物取引士、遺品整理士、行政書士や元行政職員が在籍しており、幅広い相談・対応が可能です。

多方面からの居住支援体制の強化を図っています。

- ・大家さんや地域不動産会社との連携強化
- ・自社所有物件による受入拡充
- ・見守りサービス
- ・孤独死保険対応
- ・行政や社会福祉団体、地域包括支援センターとの連携
- ・提携保証会社6社
- ・家電等の無償提供
- ・死後事務委任契約対応
- ・家財整理や遺品整理
- ・緊急時駆け付けサポート

第13号

株式会社染谷商事



法人指定 2023年3月 居住支援業務開始年 1998年

対象エリア 栃木市、小山市、壬生町

事務所所在地 栃木県栃木市箱森町33番9号

連絡先 0282-22-1106 (10:00～18:00 定休日:毎週水曜日)

ホームページ <https://someshou.com/>



支援内容(法人の強み)

弊社は、不動産業務に携わることで50年以上の実績と経験がございます。
創業より地域密着を軸として、居住支援については、陰ながらお手伝いをさせていただいております。

弊社管理アパート等の物件情報の提供、入居に伴う貸主様への折衝、各種相談等お気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

貸主様、借主様双方の立場が違えど、お互いにとって安心した賃貸借ができるようお手伝いできればと考えております。

第14号

ハートエントランス株式会社

法人指定 2023年7月 居住支援業務開始年 2013年

対象エリア 宇都宮市、他市町は要相談

事務所所在地 栃木県宇都宮市山本1丁目17番26号 ヴィラちぐさ101

連絡先 028-307-7558 (平日9:00～18:00、定休日:日曜祭日)

ホームページ <https://heartentrance.com/>



支援内容(法人の強み)

弊社の強みは顧客に近いこと。今は弊社が所有のアパートに入居していただくことが多いです。
弊社も同じアパートの一室に事務所を持ち、朝晩のあいさつやごみ収集の清掃、アパートの清掃、庭の手入れ、草取りなどマメに行っています。近いだけに「顔が見えること」を大切にしています。

また入居者様の希望に応じた場所での物件探しもしています。そのためにはアパートオーナー様とも顔が見えるお付き合いが大切です。ひとつひとつできることを進めていきます。

第15号

株式会社サン・トレイド

法人指定 2023年7月 居住支援業務開始年 2005年

対象エリア 宇都宮市、鹿沼市、壬生町

事務所所在地 栃木県宇都宮市本町10番3号 TSビル

連絡先 028-678-5154 (9:00～18:00 [昼休憩あり]、定休日は土曜午後・日曜・祝日)

ホームページ <http://suntrade.sakura.ne.jp/>



支援内容(法人の強み)

弊社は、宇都宮市を中心とした不動産仲介・管理会社です。要配慮者の方と電話やメールで住まいに関する相談を実施し、物件の紹介・案内など、契約の締結からご入居に向けて支援をしていきます。

また、自社で所有するアパートやマンションがあり、柔軟でスピーディに対応できる場合があります。契約に必要な賃貸保証会社は複数社と取引していますので、入居審査が円滑に進むようお手伝いをいたします。入居後は、要配慮者の状況に応じて、行政や各支援団体と生活・就労支援の相談窓口としてサポートしていきます。

第16号

株式会社リンク



法人指定 2023年10月 居住支援業務開始年 2016年

対象エリア 栃木県全域

事務所所在地 栃木県下都賀郡壬生町落合一丁目1番2号

連絡先 0282-28-6444 (10:00～18:00)

ホームページ <http://tsunagu-estate.com/>



支援内容(法人の強み)

弊社では、不動産業務経験15年以上の実績と地元を熟知したスタッフが対応いたします。子育て経験がある女性スタッフがお客様に対応し、お子様連れでも相談がしやすいと好評いただいております。

高齢者・ひとり親世帯・低所得者等の住まいに関する相談を随時受け付けております。
今までの実績といたしまして、多数の居住支援相談を行っております。
住宅確保要配慮者からの相談窓口として常に多数の情報を確保いたしておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

第17号

有限会社とやま不動産



法人指定 2023年10月 居住支援業務開始年 2020年

対象エリア 栃木市、小山市、下野市、野木町

事務所所在地 栃木県小山市駅東通り1-7-22 海老沼ビル1F

連絡先 0285-30-5944 (9:30～16:00、水・土・日曜・祝日休み)

ホームページ <https://www.toyama-fudoushan.com/>



支援内容(法人の強み)

入居相談から情報提供、物件のご案内まで地域密着20年のとやま不動産にお任せください。当社は住む家を提供するだけでなく、入居後も困りごとはないかなどご希望に応じて定期的な見守りサポートも行っております。社会福祉士と共に市役所・保健所・病院などの各関係機関と連携を取りながら支援して参ります。

私たちは地域で安心して暮らせるお手伝いを致します。お気軽にご相談ください。

第18号

有限会社あおいハウジング



法人指定 2023年11月 居住支援業務開始年 2003年5月

対象エリア 宇都宮市

事務所所在地 栃木県宇都宮市桜二丁目6番14号

連絡先 028-616-1201 (日曜・祝祭日、年末年始、夏季休暇期間を除く)

ホームページ <http://www.aoi-housing.com/>



支援内容(法人の強み)

- 1.住宅確保要配慮者への賃貸住宅の情報提供、ご案内、相談、賃貸住宅の斡旋等を行っております。
- 2.高齢者、就労許可の外国人、保護観察対象者の住居確保を、国県市町と連携して取り組んでおります。
- 3.家主様及び協業不動産会社との情報を駆使して、早く生活が始められるよう支援します。
- 4.保証会社や賃貸住宅保険の取り扱いにより、住宅確保要配慮者に安心を提案します。
- 5.弊社は保護観察対象者、就労可能外国人の賃貸住宅の相談及び就労支援のサポートも行っております。
- 6.空き家所有者に管理、利用を促して、住宅確保と活用にも努めております。

第19号

企業組合とちぎ労働福祉事業団



法人指定 2024年3月 居住支援業務開始年 2024年4月

対象エリア 宇都宮市

事務所所在地 宇都宮市西川田7-1-2

連絡先 028-645-5561 (9:00～17:00)

ホームページ <http://www.kyoudou.net/>



支援内容(法人の強み)

とちぎ労働福祉事業団は、ビルメンテナンス事業(企業・店舗の清掃)、環境美化事業(廃棄物回収、除草作業等)、福祉用具貸与事業などを行っている法人です。不動産会社のCI情報センターと連携し、アパート退去後のクリーニング、また、ケアマネジャー等からの相談により、個人宅の除草、伐採や不用品処分なども行ってきた実績があります。関連法人に介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所があり、高齢者、障害者のご相談で必要があれば、福祉サービスにつなぐことも可能です。

第20号

NPO法人リュウシン



法人指定 2024年1月 居住支援業務開始年 2024年5月

対象エリア 日光市

事務所所在地 栃木県日光市鬼怒川温泉大原1408-9-1F

連絡先 0288-25-5426 (9:00～17:00)

ホームページ <https://ryu-shin.h-p.jp/>



支援内容(法人の強み)

当法人は障害福祉に関する事業運営を行っております。わたしたちは日頃から地域で暮らすことの大切さや社会参加の大切さを感じています。孤立、困窮、高齢化といった社会問題は常にあり続けます、様々な事情を抱えていても一人ひとりがその人らしく安心して地域で暮らせるように制度やサービスを活用し、行政や関係機関と連携しできる限りの支援を行います。

- ①相談窓口(日光市鬼怒川温泉大原1408-9) 0288-25-5426 担当者千田(チダ)
- ②面談(現状と要望のヒアリング)
- ③市町村との調整、支援方針の確立
- ④関係機関と連携し自立を支援

居住支援ガイドブック 第2版 【発行年月】令和7年1月 【発行者】栃木県住生活支援協議会